資料３

令和８年度第２四半期における専決処理（報告）

令和８年 11 月 18 日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、令和８年度第２四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

２．内容

令和８年度第２四半期においては、

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係　41件

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律関係　11件

の計52件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

別紙

令和８年度第２四半期における専決処理案件（概要）

１．　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（41件）

（１）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係　６件　（別表１～６）

例：　原子炉施設保安規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所）（別表１）

（２）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係　20件　（別表７～26）

例：　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（令07原機（サ保）075）（別表７）

（３）原子炉施設等の廃止措置計画の認可又は変更の認可関係　４件　（別表27～30）

例：　発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設）（別表27）

（４）核燃料物質使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係　１件　（別表31）

核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（北地区））（別表31）

（５）国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係　８件　（別表32～39）

例：　計量管理規定の変更認可について（東北電力株式会社女川原子力発電所）（別表32）

（６）東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係　２件　（別表40・41）

例：　大型廃棄物保管庫吸着塔保管架台の設置（別表40）

２．放射性同位元素等の規制に関する法律関係（11件）

（７）放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係　10件　（別表42～51）

例：　放射線発生装置の使用許可申請について（許可）（藤田医科大学ばんたね病院）（別表42）

（８）特定許可使用者に係る合併の認可関係　１件　（別表52）

放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の合併に係る認可申請について（認可）（社会医療法人　岡村一心堂）（交付）（社会医療法人社団十全会）（別表52）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

別表

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	原子炉施設保安規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所）	○令和8年4月30日付け（令和8年7月31日付けで一部補正）で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所原子炉施設（東海村）における新規制基準対応等のための保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同施設の設置変更許可等に基づき、原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、一部使用承認を受けた施設以外の全ての施設が、新規制基準に適合していること等を確認。 ○令和8年9月7日に認可。	研究炉等審査部門
2		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設）	○令和8年5月11日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設（敦賀市）における性能維持施設の表の削除等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、同表を削除し、廃止措置計画の表を引用する記載に変更していること等を確認。 ○令和8年8月20日に認可。	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について（四国電力株式会社伊方発電所）	○令和7年11月20日付けで、四国電力株式会社から、伊方発電所1・2号炉の廃止措置計画変更認可申請（1号炉の廃止措置第2段階（原子炉領域周辺設備解体撤去期間）の具体化等）に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉の廃止措置第2段階に係る廃止措置計画の具体化等に伴う変更の内容が、関連する保安規定の条文に適切に反映されていること等を確認。 ○令和8年7月2日に認可。	実用炉審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について（九州電力株式会社玄海原子力発電所）	○令和8年5月18日付けで、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所4号炉における高燃焼度燃料の導入に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、4号炉における高燃焼度燃料の導入に伴う変更の内容が、関連する保安規定の条文に適切に反映されていること等を確認。 ○令和8年7月14日に認可。	実用炉審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について（東北電力株式会社女川原子力発電所）	○令和8年5月29日付けで、東北電力株式会社から、女川原子力発電所内常設直流電源設備（3系統目）設置に伴う2号炉の一部管理区域の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域の変更の内容が、関連する保安規定の条文に適切に反映されていること等を確認。 ○令和8年8月24日に認可。	実用炉審査部門
6		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について（九州電力株式会社川内原子力発電所）	○令和8年6月29日付けで、九州電力株式会社から、川内原子力発電所1号炉の原子炉補助建屋に設定している管理区域内の一部を汚染のおそれのない管理区域に変更することに伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域の変更の内容が、関連する保安規定の条文に適切に反映されていること等を確認。 ○令和8年9月14日に認可。	実用炉審査部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
7	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（令07原機（サ保）075）	○令和8年3月26日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：一時的な防護区域等の設定又は解除に係る運用の追加及び出入管理装置等の変更に伴う核物質防護規定の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
8		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更の認可について（令07原機（サ保）075）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
9		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る志賀原子力発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和7年12月11日付けで、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：原子力施設の情報システムの更新に伴い、関連する規定を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
10		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る志賀原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
11		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	高浜発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（関原発第57号）	○令和8年5月18日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：立入制限区域境界変更・防護区域外防護区域対象枢要設備の防護措置の一部変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	高浜発電所核物質防護規定の変更の認可について（関原発第57号）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
13		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ　特定核燃料物質の防護）変更認可に関する意見聴取について（廃炉発官R7第167号）	○令和8年2月6日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：周辺防護区域の境界変更に伴う核物質防護規定の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（Ⅳ　特定核燃料物質の防護）の変更の認可について（廃炉発官R7第167号）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた敦賀発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和5年3月31日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえて核物質防護規定を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた敦賀発電所核物質防護規定の変更の認可について	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	リサイクル燃料備蓄センター核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（RFS発8第14号）	○令和8年5月15日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：周辺防護区域の境界変更に伴う核物質防護規定の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18		原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	リサイクル燃料備蓄センター核物質防護規定の変更の認可について（RFS発8第14号）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年7月28日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
19		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた玄海原子力発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和5年3月31日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえて核物質防護規定を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正を踏まえた玄海原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年8月19日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る高浜発電所核物質防護規定の変更に関する意見聴取について	○令和8年2月5日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：原子力施設の情報システムの追加に伴い、関連する規定を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る高浜発電所核物質防護規定の変更の認可について	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年8月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	再処理事業所再処理施設核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（2025再核発第36号）	○令和7年12月12日付けで、日本原燃株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：核物質防護設備の設置場所を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24		原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	再処理事業所再処理施設核物質防護規定の変更の認可について（2025再核発第36号）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年9月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
25		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取（重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について（本原原発第3号）	○令和8年4月24日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要：周辺防護区域境界を変更、車番認証システム導入を実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。）に関すること。	浜岡原子力発電所核物質防護規定の変更の認可について（本原原発第3号）	（上記と同件） ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和8年9月3日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉施設等の廃止措置計画の認可又は変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設）	○令和8年5月11日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉施設（敦賀市）における一部の設備の性能維持施設からの除外等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置の進捗等に伴い、原子力災害の防止等に影響を与えない設備を性能維持施設から除外していること等を確認。 ○令和8年8月20日に認可。	研究炉等審査部門
28		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉の廃止措置計画の変更の認可について（四国電力株式会社伊方発電所1号炉）	○令和7年11月20日付け（令和8年4月24日付け及び令和8年6月19日付けで一部補正）で、四国電力株式会社から、伊方発電所1号炉の廃止措置第2段階（原子炉領域周辺設備解体撤去期間）に係る廃止措置計画の具体化に伴う1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉の廃止措置第2段階に係る廃止措置計画の具体化等に伴う変更の内容が、廃止措置計画の認可の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年7月2日に認可。	実用炉審査部門
29		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	発電用原子炉の廃止措置計画の変更の認可について（四国電力株式会社伊方発電所2号炉）	○令和7年11月20日付け（令和8年6月19日付けで一部補正）で、四国電力株式会社から、伊方発電所1号炉の廃止措置第2段階（原子炉領域周辺設備解体撤去期間）に係る廃止措置計画の具体化等に伴う伊方発電所2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉の廃止措置第2段階に係る廃止措置計画の具体化等に伴う2号炉の変更の内容が、廃止措置計画の認可の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年7月2日に認可。	実用炉審査部門
30		原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について（住友化学株式会社千葉工場袖ケ浦地区）	○令和8年2月4日付け（令和8年7月29日付けで一部補正）で、住友化学株式会社から、千葉工場袖ケ浦地区（袖ケ浦市）における廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、廃止措置対象施設の核燃料物質による汚染の除去の方法、廃止措置の工程等が基準に適合していることを確認。 ○令和8年8月20日に認可。	研究炉等審査部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
31	核燃料物質使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所（北地区））	○令和8年3月30日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗原子力工学研究所（北地区）（大洗町）における液体廃棄設備の使用の終了に伴う変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用を終了した液体廃棄設備の管理について新たに定められていること等を確認。 ○令和8年9月14日に認可。	研究炉等審査部門
32	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（東北電力株式会社女川原子力発電所）	○令和8年6月9日付けで、東北電力株式会社から、組織整備及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、女川原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月1日に認可。	保障措置部門
33		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（東北電力株式会社東通原子力発電所）	○令和8年6月9日付けで、東北電力株式会社から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、東通原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月13日に認可。	保障措置部門
34		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（関西電力株式会社美浜発電所）	○令和8年6月9日付け（令和8年6月24日付けで一部補正）で、関西電力株式会社から、組織改正及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、美浜発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月27日に認可。	保障措置部門
35		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（関西電力株式会社高浜発電所）	○令和8年6月9日付け（令和8年6月24日付けで一部補正）で、関西電力株式会社から、組織改正及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、高浜発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月27日に認可。	保障措置部門
36		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（関西電力株式会社大飯発電所）	○令和8年6月9日付けで、関西電力株式会社から、組織改正及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、大飯発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月27日に認可。	保障措置部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
37		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（株式会社日立製作所王禅寺センタ）	○令和8年7月7日付けで、株式会社日立製作所から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、王禅寺センタ（川崎市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年7月30日に認可。	保障措置部門
38		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更承認について（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）	○令和8年6月30日付けで、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構から、国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、大学共同利用機関法人　高エネルギー加速器研究機構（つくば市）の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、規則改正に伴う条項番号等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年9月7日に承認。	保障措置部門
39		原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	計量管理規定の変更認可について（北海道電力株式会社総合研究所）	○令和8年3月31日付けで、北海道電力株式会社から、計量管理責任者の役職名称の変更及び国際規制物資の使用等に関する規則の改正等に伴う、総合研究所（江別市）の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、計量管理責任者の役職名称等が適切に変更されていることを確認。 ○令和8年9月15日に認可。	保障措置部門
40	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	大型廃棄物保管庫吸着塔保管架台の設置	○令和7年10月31日付け（令和8年7月14日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、大型廃棄物保管庫吸着塔保管架台の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、大型廃棄物保管庫吸着塔保管架台の設置について、使用済吸着塔等を早期に屋内保管することにより、現状の屋外保管を継続するよりリスクが大幅に低減することから、暫定保管期間を設けた上で大型廃棄物保管庫の運用を開始することは、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化に資することを確認。また、使用済吸着塔等の保管容量を確保するとともに、今後も使用済吸着塔等の屋内保管化に向けて大型廃棄物保管庫の増設等を実施することから放射性固体廃棄物の適切な保管容量が確保されていること、保管架台及び使用済吸着塔等が暫定保管期間中に考慮すべき地震力に対して十分に耐えられる設計であることなどを確認。 ○令和8年7月27日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
41		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	濃縮廃液移送設備の設置	○令和7年12月15日付け（令和8年8月31日付けで一部補正）で、東京電力ホールディングス株式会社から、濃縮廃液移送設備の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、濃縮廃液移送設備について、試験的先行処理で確認した濃度調整方法を採用することにより濃縮廃液を適切に処理できること、耐放射性や耐食性等を考慮した材料を使用するとともに、漏えい防止及び汚染拡大対策を講じることにより敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていることなどを確認。 ○令和8年9月7日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
42	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について（許可）（藤田医科大学ばんたね病院）	○令和8年4月27日付けで、学校法人藤田学園から、藤田医科大学ばんたね病院（名古屋市中川区）における放射線発生装置の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年8月19日に許可。	放射線規制部門
43		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素の使用許可申請について（許可）（PDRファーマ株式会社千葉かずさアカデミアパーク工場）	○令和8年3月23日付け（令和8年5月27日付け、令和8年6月9日付け、令和8年6月16日付け及び令和8年7月14日付けで一部補正）で、PDRファーマ株式会社から、PDRファーマ株式会社千葉かずさアカデミアパーク工場（君津市）における放射性同位元素の使用許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年9月14日に許可。	放射線規制部門
44		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（日本メジフィジックス株式会社千葉工場）	○令和8年4月7日付け（令和8年6月3日付けで一部補正）で、日本メジフィジックス株式会社から、日本メジフィジックス株式会社千葉工場（袖ケ浦市）における放射性同位元素の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に適合していること等を確認。 ○令和8年7月13日に許可。	放射線規制部門
45		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（リンクメッド株式会社千葉工場）	○令和8年4月8日付けで、リンクメッド株式会社から、リンクメッド株式会社千葉工場（千葉市緑区）における放射性同位元素の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年7月13日に許可。	放射線規制部門
46		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所）	○令和8年2月13日付け（令和8年6月9日付けで一部補正）で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂フュージョン科学技術研究所（那珂市）における放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年7月16日に許可。	放射線規制部門
47		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について（承認）（宮崎大学医学部附属病院）	○令和8年5月26日付けで、国立大学法人宮崎大学から、宮崎大学医学部附属病院（宮崎市）における放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更承認申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年8月25日に承認。	放射線規制部門

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
48		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（日油株式会社愛知事業所武豊工場）	○令和8年4月30日付け（令和8年6月23日付けで一部補正）で、日油株式会社から、日油株式会社愛知事業所武豊工場（知多郡）における放射線発生装置1台の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年9月2日に許可。	放射線規制部門
49		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（株式会社クボタ枚方製造所）	○令和8年5月28日付け（令和8年7月22日付けで一部補正）で、株式会社クボタから、株式会社クボタ枚方製造所（枚方市）における放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和8年9月2日に許可。	放射線規制部門
50		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について（承認）（金沢大学附属病院）	○令和8年7月27日付けで、国立大学法人金沢大学から、金沢大学附属病院（金沢市）における放射性同位元素及び放射線発生装置の使用施設の増設等に伴う変更承認申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準等に適合していることを確認。 ○令和8年9月25日に承認。	放射線規制部門
51		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について（許可）（テリックスファーマジャパン株式会社横浜工場）	○令和8年7月1日付け（令和8年8月21日付けで一部補正）で、テリックスファーマジャパン株式会社から、テリックスファーマジャパン株式会社横浜工場（横浜市鶴見区）における放射性同位元素の使用施設の増設等に伴う変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、放射性同位元素の使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に適合していることを確認。 ○令和8年9月25日に許可。	放射線規制部門
52	特定許可使用者に係る合併の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可（重要なものを除く。）に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の合併に係る認可申請について（認可）（社会医療法人岡村一心堂）（交付）（社会医療法人社団十全会）	○令和8年9月17日付けで、社会医療法人岡村一心堂から、特定許可使用者である社会医療法人岡村一心堂が有する権利義務を、社会医療法人社団十全会に承継させる吸収合併に係る認可申請あり。 ○審査の結果、認可に必要な要件をすべて満たし、特定許可使用者の地位が適切に承継されることを確認。 ○令和8年9月25日に認可。	放射線規制部門